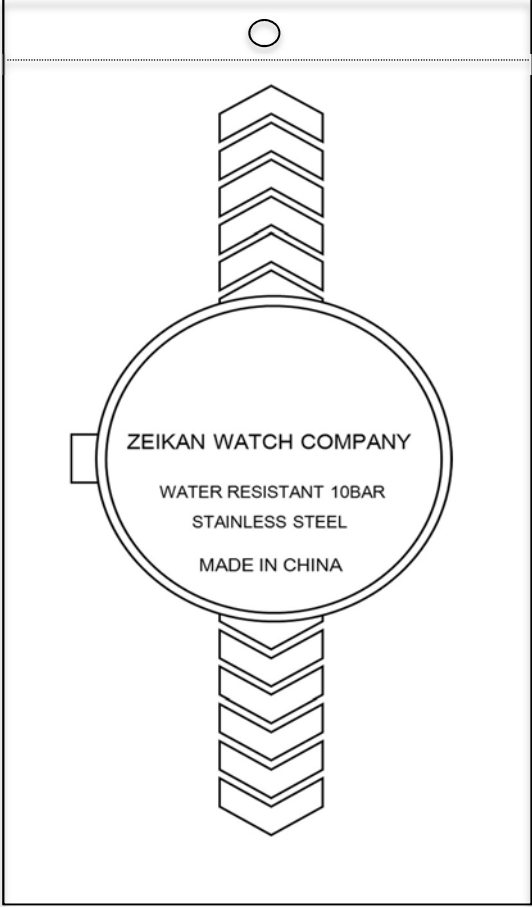


貨物	腕時計
概要	<p>中国で製造された腕時計の文字盤の裏側に、中国には存在しない日本の会社「ZEIKAN WATCH COMPANY」の社名及び中国製である旨の「MADE IN CHINA」が刻印されている。</p> <p>なお、本品は、提示の状態以小売販売される予定である。</p>
判定	原産地の誤認を生じさせる表示には該当しない。
誤認表示に該当しないと判断される理由	<p>時計には、日本国内に所在する会社名が記載されており、これは「貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称」に該当するが、時計が中国製であることが明確に表示されていることから、原産地の誤認を生じさせる表示には該当しない。</p>
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>透明プラスチック袋に個包装</p> </div> </div>	
通達該当箇所	関税法基本通達 71-3-3(1)ただし書